

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長								
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	地方税 35 (不動産取得税：外)								
		② 上記以外の税目	-								
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】								
4	内容		《現行制度の概要》 認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。 <table><tr><td></td><td>計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)</td><td>計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)</td></tr><tr><td>土地、住宅</td><td>3.0%</td><td rowspan="2">取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除</td></tr><tr><td>住宅以外の家屋</td><td>4.0%</td></tr></table>		計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)	土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除	住宅以外の家屋	4.0%
	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合)	計画認定時の特例 (事業譲渡の場合)									
土地、住宅	3.0%	取得した不動産の価格の 1/6 に相当する額を控除									
住宅以外の家屋	4.0%										
			《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。(令和 10 年 3 月 31 日まで)								
			《関係条項》 地方税法附則第 11 条第 13 項、地方税法施行令附則第 7 条第 23 項								
5	担当部局		中小企業庁事業環境部財務課								
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 令和 7 年 8 月 分析対象期間： 令和 3 年度～令和 7 年度								
7	創設年度及び改正経緯		平成 30 年度 創設 令和 2 年度 2 年延長 令和 4 年度 2 年延長 令和 6 年度 2 年延長 令和 7 年度 拡充								
8	適用又は延長期間		令和 9 年度末まで								
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者が事業継続できるよう、第三者への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。								
			《政策目的の根拠》 平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、5 年後の令和 4 年には、この年齢層(70 代前半)の経営者が 3 割程度減少した。								

		他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も多く存在している。 このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。また、グループ化の取組によって、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった企業の更なる成長が見込まれるため、こうしたグループ化の取組も後押ししていくことが重要。 事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継やグループ化の取組をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。 経済財政運営と改革の基本方針 2025 ～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. （１）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行 2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で年 1 %程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を 1 %程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M & A による経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。 ～略～ 政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M & A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展

		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	本税制措置は、中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進することで、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、事業承継、グループ化の取組をより一層後押しする。
10	有効性等	① 適用数	令和 3 年度 5 件（実績） 令和 4 年度 1 件（実績） 令和 5 年度 0 件（実績） 令和 6 年度 1 件（実績） 令和 7 年度 6 4 件（推計） 令和 8 年度 6 4 件（推計） 【算定根拠】 令和 3 年度～令和 6 年度認定実績等を基に推計
		② 適用額	令和 3 年度：5 百万円（推計） 令和 4 年度：3 百万円（推計） 令和 5 年度：4 百万円（推計） 令和 6 年度：2. 5 百万円（推計） 令和 7 年度：9 0. 6 百万円（推計） 令和 8 年度：9 0. 6 百万円（推計） 【算定根拠】 令和 3 年度～令和 6 年度認定実績等を基に推計
		③ 減収額	適用額に同じ 【算定根拠】 令和 3 年度～令和 6 年度認定実績等を基に推計
		④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 帝国データバンクの調査（全国企業「休廃業・解散」動向調査（2024））によると 2024 年度の黒字廃業割合は 51.1% となっており、休廃業数全体の半数以上を占める。黒字廃業割合の高さは事業承継が進んでいないことを示しており、このような状況は地域経済活性化や雇用の維持につながっていないといえる。優れた技術等の経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制

			措置により事業承継、グループ化の取組をより一層後押しすることが必要不可欠。
			《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置は、廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継やグループ化の取組に向けたコストを軽減することで第三者への事業承継やグループ化の取組を促進し、その事業の存続を図るものであって、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる事となる。
			《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減することにより事業承継へ踏み出す後押しとなるため、本税制措置は有効である。
		⑤ 税収減を是認する理由等	廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。また、企業の更なる成長に向けて、親会社の強みの横展開、シナジー効果の発揮、経営の効率化といった効果が見込まれるグループ化の取組を後押ししていくことが重要。事業承継、グループ化の取組を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A、グループ化など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。 税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような事業承継、グループ化の取組をより一層後押しするため、本税制措置の延長は地方公共団体にとっても重要。
12	有識者の見解		

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和6年8月
----	------------------------	--------